
近江の郷土教科書

明治前期の地域版教科書を中心に

1 明治前期の教科書出版の地方性

1872（明治5）年の「学制」は、全国に小学校を設立し、近代的な学校制度による教育制度の確立をめざすものであった。小学校は、江戸時代に藩校や寺子屋で行われた個別的な学習法でなく、身分の違いを超えた子どもが同じ教場で、同一の教科書を使って学ぶ一斉授業の形態をとった。

明治初年から1886（明治19）年「小学校令」までの明治前期には、小学校教科書の出版は東京が最も多数を占め、江戸時代と同様に大阪、京都がこれに次いでいた。しかし、三都以外の全国各地でも地元の出版元から教科書が多数出版されていた。滋賀県のみならず全国各地において、とくに地方版教科書がたくさん発行・出版されたことは、明治前期の教科書出版の大きな特色であった。1886年以降の検定教科書になると、地域版教科書は激減していき、東京に集中していった（仲新『近代教科書の成立』初版1949年、復刻版1981年）。

明治前期になぜ地方で教科書が数多く編纂され、出版されたのだろうか。第1には、各府県でそれぞれ独自の教則を制定してもよかったことがあげられる。それにより各府県教則にしたがった郷土の地域版教科書として郷土地理、郷土歴史、郷土の習字などが編纂されている。第2には、明治初年はまだ活版印刷が普及しておらず、木版印刷であった。江戸時代末期から版木による出版が盛んに行われていた地方では、明治初期に小学校での木版印刷による和綴じ本の教科書の大量需要に応えることが可能であった。第3には、教科書の編纂者や著述者には、各府県の学務課長や師範学校教員、中核的な小学校教員が携わった。各府県の就学率をあげるため、また地域の实情にあわせた教育を行うために、地域版教科書が作成されたのである。

明治前期に多数の郷土教科書を出現させた背景には、各府県の独自の教則（カリキュラム）の存在、有力な多数の地域の木版刷り出版元の存在、各地の中核的教員らによる教科書編集者・著作者の存在があったのである。

2 明治前期の滋賀県教則と地域版教科書

滋賀県の教育史調査で歴史の古い学校を廻っていると、明治期の和綴じの古い教科書のなか

に、地元滋賀県の教員や学校関係者によって編纂された教科書に出会うことがよくある。明治維新も間もない頃、本当にこんなに多数の地域の人たちが地元の子どものために、小学校教科書を書いていたのかと驚かされる。

滋賀県では明治初年には、文部省や師範学校で作成された教則が使用されていた。こうした教則はすべての小学校で適用されたわけではなく、一般の村々では寺子屋風の^{くとう}句読や習字、算術などの教則の方が多かった。しかし、しだいに、滋賀県独自の修業年限や教科の配置、教科書名を決めた教育課程（カリキュラム）である滋賀県教則が制定されていった。

滋賀県最初の教則は1874（明治7）年10月「滋賀県小学教則校則」であり、続いて1875（明治8）年4月「滋賀県上下等小学教則」、1877（明治10）年6月の「小学教則校則改正」（滋賀県改正小学教則）、1879（明治12）年2月の「滋賀県普通高等教則」、1880（明治13）年12月の「滋賀県模範小学教則」、1882（明治15）年8月の「小学校教則及試験法」（「滋賀県小学校改正教則」と、つぎつぎと改訂されていった。教則には配当学年や時間数を記した教則表が付けられた。（木全清博『滋賀の学校史』文理閣 2004年）

6つの滋賀県教則は、次のようにまとめることができる。

「学制」に基づく教則……1874（明治7）年教則、1875（明治8）年教則、1877（明治10）年教則、「教育令」に基づく教則……1879（明治12）年教則、1880（明治13）年教則、「改正教育令」に基づく教則……1882（明治15）年教則。

3 明治10年代の滋賀県で使用された地域版教科書と編纂者

（1）奥田栄世『滋賀県管内地理書』1877（明治10）年

滋賀県の明治前期の地域版教科書のなかで、最も多くの種類が発行されたのは、郷土地誌の教科書であった。奥田栄世は1876（明治9）年に、文部省中視学より滋賀県学務課長になった人物で、小学校教員養成機関の大津師範学校の設立に力を尽くした。この教科書は1877（明治10）年教則に掲げられ、その後のすべての教則にも掲げられ、約10年間県下で使用された。近江国12郡、若狭国3郡、越前国敦賀郡の位置、地勢、集落を記述した郷土地誌の教科書である。

『滋賀県管内地理書』（図1）は、子どもにとって身近な郷土の自然や産物、町村名を教えるために書かれた教科書であったが、生活に生きる知識としてどのような方法で教えたのだろうか。『滋賀県管内地理書問答』という教授用書から、次のような教師の「問い」と生徒の「答」のやりとりで進める問答法により教えられたことがわかる。

「問 管内ノ物産ハ如何ナル者ナルヤ」

「答 米茶生糸煙草鉱物織物陶器等」

「問 湖水ハ何レノ方ニ流レ何レノ国ニ達スルヤ」

「答 北ヨリ南ニ赴キ山城河内ノ間ヲ経テ摂津ニ至リ海ニ注ク」

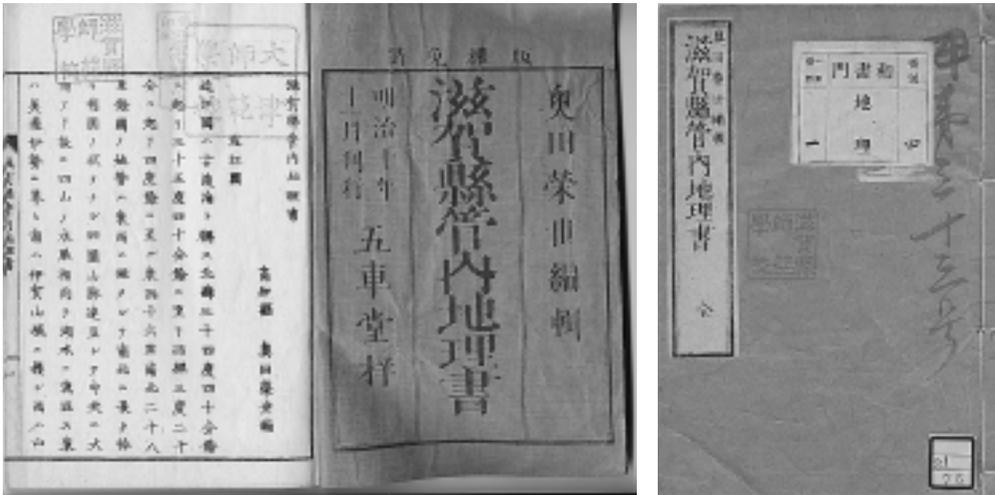


図1 『滋賀県管内地理書』1877（明治10）年

- 「問 湖水名ヲ何ト称フルヤ」
 「答 琵琶湖亦鳩ノ海」
 「問 琵琶ノ名何ニ因リテ起レルヤ」
 「答 形チ琵琶ニ似タルヲ以テナリ」

奥田栄世は、もう一冊の郷土教科書を書いている。彼は『小学読本農業初歩』1879（明治12）年を編輯し、序言で「村落童蒙ノ為メニ編纂スルヲ以テ 僅ニ農業ノ一斑ヲ示シ耳目ニ新シキ奇説等ハ務テ省略ニ従フ」と述べている。内容は、「第1 空気、第2 花、第3 種子撰用法、第4 種苗分栽、第5 肥糞、第6 駆虫、第7 畑作、附録 時令、播種時節」となっている。

(2) 河野通宏『滋賀県管内小学読本』巻一・二・三・四（全4冊）1879（明治12）年

河野通宏は1877～79（明治10～12）年の間、滋賀県大津師範学校の3等助教兼書記であった。『滋賀県管内小学読本』（図2、口絵グラビア7頁図19）巻一は「人ノ住居スル所ヲ家ト云フ 家ハ柱、梁、桁、椽ヲ具シテ作ル 屋根ハ瓦葺、板葺、草葺等有リ 其明ヲ引ク処ヲ窓トイヒ 出入ル処ヲ門トイフ」という文章から始まっている。巻一から巻四までの4冊のなかに、滋賀県の郷土に関する事物や事象はあまりとりあげられていない。身のまわりの生活用品、動物、植物、各種の仕事、産業が書かれているが、どれも一般的な書き方であって、郷土の事物と関係づけられた内容ではなかった。

明治初年に文部省編纂『小学読本』や師範学校編輯『小学読本』が翻刻出版されたが、アメリカのウィルソン・リーダーをはじめ欧米教科書の翻訳的な内容であった。教科書挿し絵にはスカートをはいた少女や洋靴を履いた少年が描かれ、当時の子どもには縁遠く感じられたこともあり、大津師範学校教員の河野通宏は子どもに実生活における身近な事物を学ばせる教科書

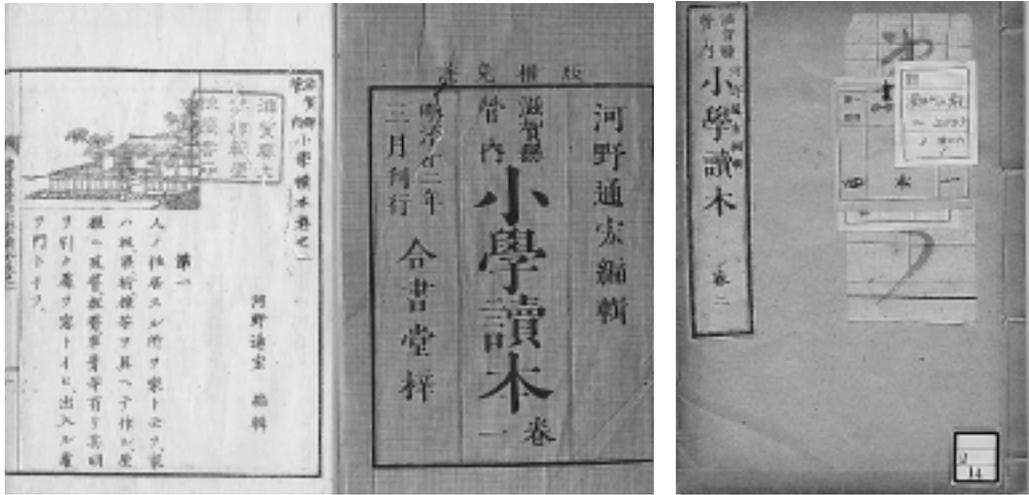


図2 『滋賀県管内小学読本』1879（明治12）年

を編纂することを考えたと思われる。この教科書は、1879（明治12）年の「滋賀県普通高等教則」から登場する。

（3）土屋政朝『小学読本地学初歩』1879（明治12）年

土屋政朝は、1877（明治10）年1月に文部省から大津師範学校の歴史地理学教員兼副長（実質的な校長）として、滋賀県の草創期の小学校教員養成教育の責任者になって赴任してきた人物である。文部省内ではフランス学者として著名で、赴任直後に「学制」研究の成果を『仏蘭西学制』1877（明治10）年としてまとめており、大津の澤宗次郎が出版している。土屋は滋賀県師範学校に改称後の1883（明治16）年2月まで勤務するが、その後文部省に戻り、森有礼文相の下で「中学校令」制定の中心となって活躍した。

土屋は大津に来て、すぐに『小学読本地学初歩』を執筆・編纂している。「地球ハ殆ト円キモノニテ其表面ニ水ト陸トアリ此水陸ヲ示スモノヲ地図ト云フ」という一般地理学ほとんどまるの概念から説き起こして、日本地理を畿内・八道の順に従って説明している。

日本の人口は「凡三千三百三十六万九千八百アリ」と書き、東山道に位置する滋賀県の項では、「県庁近江ノ大津ニアリ 此地ハ琵琶湖ノ南涯ニシテ 東海、東山両道ノ要所ニ当リ 運漕うんそうモ亦便ナリ 彦根、長濱、八幡等ハ国内ノ名邑ニシテ 若狭ニ小浜アリ 越前ニ敦賀港アリ 物産ハ長濱ノ縮緬ちりめんヲ最トシ 蚊帳、晒布、鮒等其名高シ」と書いている。この教科書は1879（明治12）年の「滋賀県普通高等教則」に掲げられ、各小学校で使用された。

（4）高山直道『高山氏小学生徒心得』巻一・二 1880（明治13）年

高山直道は、1880（明治13）年2月に官立東京師範学校卒業後、大津師範学校4等教授とし

て赴任した。同年7月に『高山氏小学生徒心得』巻一・二を編纂して刊行し、滋賀県師範学校と改称後も修身科の教員を務めている。1885（明治18）年には、同名の『高山氏小学生徒心得』を刊行するが、入学当初の第6級生、第5級生の修身科教科書として書き直している。

凡例に「古人ノ言行又ハ時日ヲ以テ本書ノ主意ヲ敷衍シ 勉メテ児女ノ徳性ヲ感起センコトヲ要ス」と書いている。高山の教科書は、1879（明治12）年教則、1880（明治13）年教則にあげられている。

「第2章 ○教師は父母に代りて、吾を教ふる者なれば、常に之を尊敬すべし

- 教師の教に従へば、智識を得、智識なければ、鳥獸に等し
- 学校にありてハ、能く規則を守り、教師の命に、背くことなかれ
- 教場にては、雑語せず、業に就きては、心を専一にすべし
- 学校にありてハ、能く学び、家に帰りてハ、復習すべし
- 書籍、器械は大切にし、或ハ汚し 或ハ毀つべからず
- 危き遊びと、鄙ひなき戯はなすなかれ」

(5) 大島一雄『作文初歩』巻一二、巻三四、巻五（全3冊）1879（明治12）年

『作文初歩』巻一二、巻三四、巻五 1879（明治12）年は、大島一雄編輯の作文教科書である。大島は『珠算教授書』巻一二 1878（明治11）年、『小学修身訓』1879（明治12）年、『実物問答』1881（明治14）年などの教科書を編輯している。彼は1877（明治10）年に官立東京師範学校を卒業して、西南戦争従軍後に大津の開達学校（現大津市中央小学校）教員となり、1883（明治16）年には29歳で校長となっている。開達学校の首座教員の時、作文、珠算、修身、



図3 大島一雄『作文初歩』『小学修身編』『珠算教授書』 1878～79（明治11～12）年

実物問答など5教科に及ぶ教科書と教師用書を編纂するとともに、1887（明治20）年創立の滋賀県私立教育会の幹事などを歴任し、県下の小学校教員のリーダーとして活躍した。

1886（明治19）年4月に大津尋常高等小学校校長になり、11月に近江八幡の八幡尋常高等小学校校長（現近江八幡市八幡小学校）に転任し、1907（明治40）年の退職まで校長を勤めた。

『作文初步』・『珠算教授書』・『小学修身訓』・『実物問答』・『小学読本 地学初步字解』（図3）などの教科書の内容は、どれも郷土の事物や話題はとりあげられていない。大島の教科書すべては、1879（明治12）年の「滋賀県普通高等教則」で掲げられているが、この教則は第1次教育令に対応して作られた、かつてないほど地方的特色を取り入れた滋賀県教則であった。

4 明治前期の滋賀県で地域版教科書を出版した人たち

（1）大津の出版人 澤宗次郎、小川義平、古川伊助、島林専二郎

明治前期に滋賀県下で使用された小学校教科書の多くは、奥付を見ると滋賀県の出版人が出版したことがわかる。出版人の中でも、大津丸屋町12番地の澤宗次郎、升屋町23番地の小川義平の2名が、多くの文部省や師範学校の翻刻教科書の出版人になっている。

『小学読本』・『史略』・『単語篇』・『日本略史』・『万国史略』・『日本地誌略』・『万国地誌略』などの奥付には、両者の名前が見られる。澤宗次郎と小川義平の出版した教科書は、翻刻教科書にとどまらない。

上で見た滋賀県の地域版教科書の多くは、澤や小川の手により出版されたのである。明治10年代には、澤宗次郎出版の教科書が目を引く。奥田栄世の『滋賀県管内地理書』・『小学読本農

業初步』、土屋政朝の『小学読本地学初步』、大島一雄の『作文初步』・『珠算教授書』・『小学修身訓』・『実物問答』などは、すべて澤宗次郎が出版しており、河野通宏の『滋賀県管内小学読本』は澤と小川の連名で出版している。

澤宗次郎出版による教科書には、このほかに郷土地誌として明治



図4 「滋賀県管内栗太郡誌」などの郡地誌教科書

10年代に多数刊行された各郡地誌教科書がある(図4)。山本清之進『滋賀県管内栗太郡誌』1879(明治12)年、中矢正意『同 坂田郡誌』1879(明治12)年、村田巧『同 滋賀郡誌』1880(明治13)年、巽栄蔵『同 野洲郡誌』1880(明治13)年などである。小川義平も、松浦果『同 神崎郡誌』1880(明治13)年を出版している。

大津の他の出版人としては、古川伊助や島林専二郎(専治郎)がいる。後在家町8番地の古川伊助は、山縣順『滋賀県管内甲賀郡誌』1880(明治13)年を出版している。明治20~30年代の教科書の出版人兼売捌人^{うりさばき}として、菱屋町4番地の島林専二郎がいる。島林は南強堂の名で、一井寿衛雄『小学校用近江史談』1893(明治26)年、滋賀郡教員連合会編『近江国滋賀郡誌』1899(明治32)年、宗宮信行『近江地誌児童用』1900(明治33)年などを出版しているが、次第に売捌店専門になっていった。

(2) 彦根の出版人小川九平、長浜の出版人早瀬右内

彦根の出版人小川九平は、横内平『滋賀県管内愛知郡誌』1880(明治13)年、渡邊弘人『同 犬上郡誌』1881(明治14)年を圭章堂の名で出版している。長浜の早瀬右内は、中矢正意『滋賀県管内浅井郡誌』1880(明治13)年を出版している。なお、編集人中矢正意は、官立東京師範学校で大島一雄と同期の卒業生で、大島と同じ年の1877(明治10)年に長浜講習学校(大津師範学校の支校)教員として赴任している。

(3) その他の滋賀県内の出版人

1877(明治10)年前後に県下各郡ごとに使用された習字教科書がある。習字教科書は、各郡内の村名を覚えることを兼ねて、習字の手習いをさせるものである。子どもに村名の漢字を書けるようにして、同時に郡内の各村名を知ることが目的とした生活実用的な教科書であった。現在のところ、蒲生郡、甲賀郡、坂田・浅井・伊香郡の3冊の存在が確認されている。

村田海石書『蒲生上郡村名習字本』(教育親和会社蔵版)1877(明治10)年、三好守雄編・江添佐書『大字甲賀郡習字手本』1878(明治11)年、中矢正意編・平井義直書『第4番中学区郡村町名習字手本』1878(明治11)年である。蒲生郡本は、「板木彫刻寄附人名」18名全員が正野玄三以下の日野商人であり、習字本の斡旋人は曾我部信雄(西大路・朝陽学校教員)であった。日野商人の自費出版ということになる。甲賀郡本は、出版人が深川市場の三好守雄で、売捌人に石部の青木伊助、水口の藪定吉、信楽の雲林院源八ら8人の名前があがっている。坂田・浅井・伊香郡本は、長浜講習学校蔵版となっているように、中矢の強い影響の下で発行されたことがうかがえる。出版人には長浜の中村藤平、木之本の安達湖一郎、藤田藤平ら9名の名が見える。

(4) 琵琶湖新聞会社の出版教科書

琵琶湖新聞会社の刊行した教科書として、『近江郡村町名』1875（明治8）年がある。琵琶湖新聞は、1873（明治6）年に創刊された新聞で、文明開化の啓蒙主義的な記事を掲載してきた。琵琶湖新聞会社は創刊当初は木版刷りであったが、すぐに鉛活字による活版印刷に変えた。同社は数多くの啓蒙書籍とともに小学校教科書の編纂も行い、多数の教科書を出版した。『近江郡村町名』は、琵琶湖新聞附録として発行されたもので、12郡、158区、1433ヶ村、338ヶ町の郡村町名を書き出している。

琵琶湖新聞会社から1874（明治7）年に発行した教科書として、河村祐吉の『農家日用往来』、『童蒙必携新十二月帖』上・下（口絵グラビア7頁の図20）が出版されている。

さらに山岡景命編の『単語篇図識』上下や、社主の藤谷九郎次編纂の『万国名尽』があり、また『府県名』・『国尽』・『帝号』など1874年には多数の教科書が発行されている。1874（明治7）年「滋賀県小学教則校則」には、単語読方、単語書取には「近江郡村町名」、「農家日用往来」、「商売往来」などが掲げられている。1877（明治10）年には『習字手本大津町名』が出版されている。

5 明治20～30年代に滋賀県で編纂された郷土教科書

(1) 郷土地誌の教科書 『小学近江地誌』・『近江地誌』・『新撰近江地誌』

一井寿衛雄『小学近江地誌』1891（明治24）年（図5）は、滋賀県管内地理の郷土地誌教科書である。この教科書は、近江国の位置、地勢、郡邑及管轄を学ばせ、次に滋賀郡から始まる県下の13郡誌を各章でとりあげ、最後に近江国の概要を学ばせていく構成をとっている。一井は教授の順序を示し、国全体から学校所在の郡誌に入り、漸次近隣の諸郡誌を課していくよう

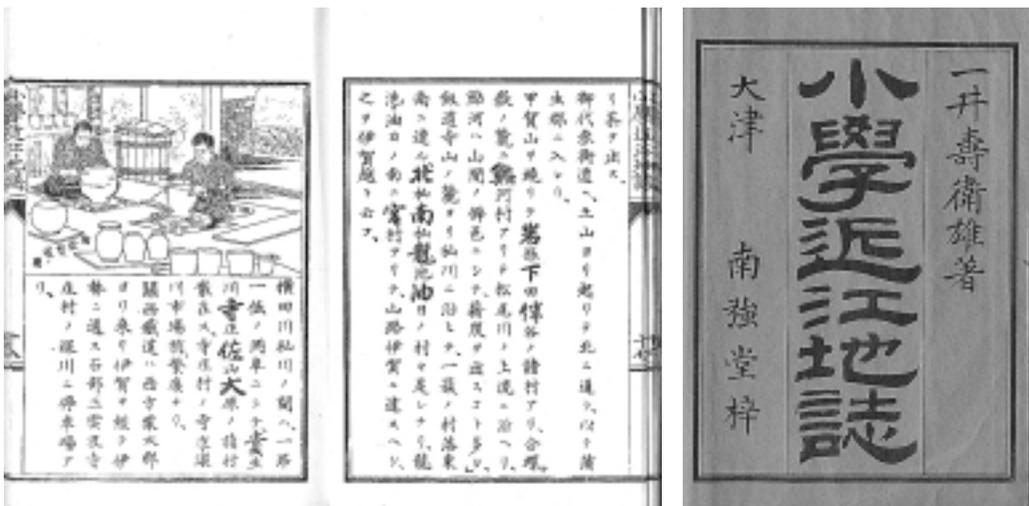


図5 『小学近江地誌』1891（明治24）年

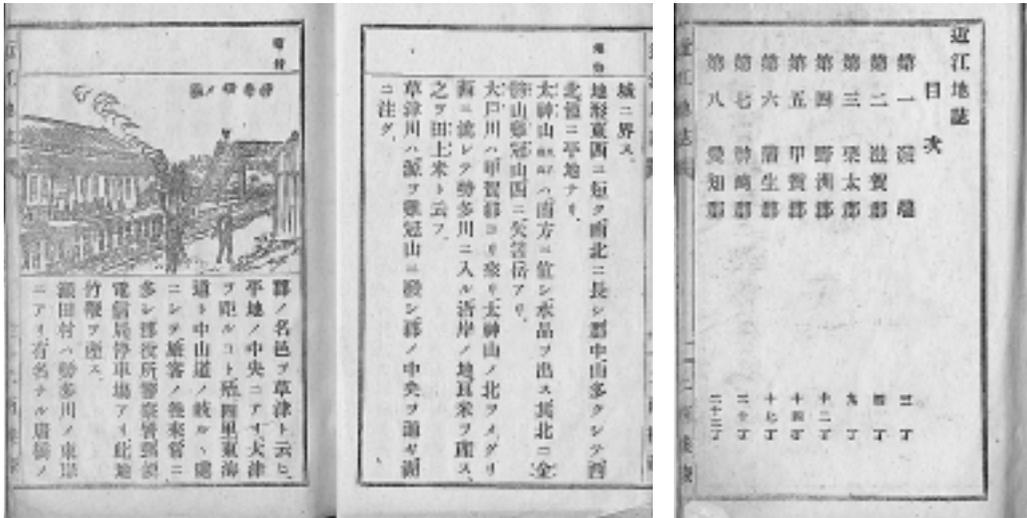


図6 『近江地誌』1900（明治33）年

にと書いている。教科書の叙述は「大津町ハ長等山ノ東ニアリ、湖水ノ南涯ニ沿ヘリ」という記述であり、子どもには難解な所が多く、興味と関心を引きつけるまでに至っていない。同時期には、滋賀県私立教育会編『近江地誌』1894（明治27）年 京都・杉本甚之助と、宗宮信行『近江地誌』1900（明治33）年（図6）大津・南強堂が発行されたが、ほぼ同じ構成と記述内容であった。

このような定型の郷土地誌教科書を一変させ、子どもの興味と関心から書かれた斬新な教科書が、発行された。『新撰近江地誌』1902（明治35）年（図7）がそれである。滋賀県師範学校附属小学校訓導の山本萬治郎・鈴木治太郎・豊田穰・日向清蔵の4人が編纂した教科書であり、構成は最初「近江一周の話」、次に「位置ととなりの国々と、国の広さ、一市十二郡、土

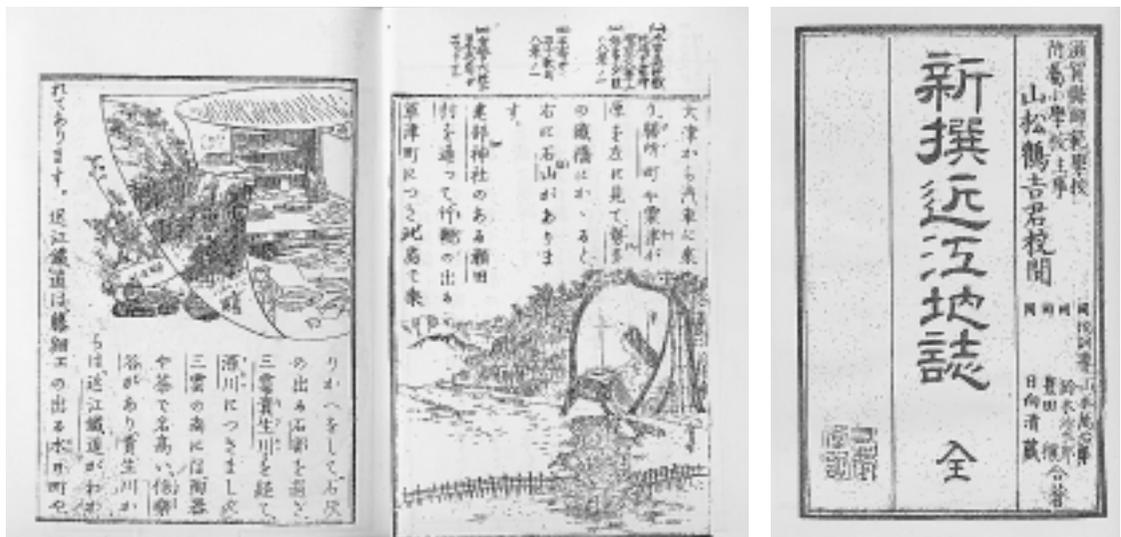


図7 『新撰近江地誌』1902（明治35）年

地の高い低いのありさま、川につきて、琵琶湖、気候と地味と、人民の業、物産、住民と学校と、交通、県税」となっている。

「吾等のすめる、近江ノ国は、^{ウミヤマ}湖山の景色すぐれ、土地も肥え、汽車や汽船の便利がよくて、まことに、よき国であります。いざこれから、大津をたつて、この国の旅行をしませう。」で始まり、「大津市は、近江ノ国第一の都会で、人口三万七千余、滋賀県庁のある処であります。」とつづく、口語体の文章で書かれている。子どもにとって親しみやすい内容が選択され、文章表現や文体が工夫され、大津から汽車に乗ってぐるっと琵琶湖をまわり、滋賀県の地理を旅行体で学ぶように配慮されている。

(2) 郷土史の教科書 『小学校用近江史談』・『近江史談』



図8 『小学校用近江史談』1893(明治26)年

一井寿衛雄編『小学校用近江史談』
1893(明治26)年(図8)大津・島林専二郎、長浜・中村藤平、彦根・広田七次郎は、改正小学校令による「小学校教則大綱」(1891年)における規定にしたがって編集された教科書である。小学校教則大綱では、歴史教育の目的は「国体ノ大要」を知らせることと、「忠君愛国」の思想を養成することにおかれ、郷土の史談から入り、日本歴史の概略を通史的に教えるとしていた。

一井は、『小学校用近江史談』を高等小学校1年用として編纂したが、尋常小学校での使用もさし支えないとしている。「発端、日本武尊、市辺押磐皇子、大津の宮、弘文天皇長等山前山陵、逢坂の関、紫式部、延暦園城二寺、源義経、平宗盛、近江源氏、織田信長、蒲生氏郷、浅井長政、豊臣秀吉、^{めんじゅうそうすけ}賤ヶ岳七槍、毛受莊介、井伊氏、近江聖人、現時の形成」の21課から構成されている教科書であった。必ずしも郷土の人物中心にこだわるのではなく、名所旧跡の来歴にも目配りをした郷土史教科書であった。

宗宮信行著『近江史談』1900(明治33)年(図9)大津・南強堂は、一井編纂の郷土史に比べ、人物中心主義の郷土史というより、地域の産業史や名所旧跡を学ばせる郷土史であった。目次を見てみよう。「近江国、高穴穂宮、大津宮、国府、日吉神社、延暦寺、伝教大師、園城寺、石山寺、近江源氏、浅井氏、立入宗継、安土城、賤ヶ岳ノ戦、蒲生氏郷、石田三成、井伊氏、滋賀県、近江聖人、北村季吟、近江商人、近江米、茶、信楽焼、近江蚊帳、近江縮緬」。全体としてそれぞれの郷土教材は簡潔に扱われており、短い教材では5・6行のものもあり、

なかには近江聖人の教材のように2丁、35行の長い教材もあった。

一井寿衛雄と宗宮信行の2つの郷土史を比べると、人物史教材の扱いにおいて大きな違いがあった。一井本は19教材中の15教材が人物史だったが、宗宮本では25教材中の9教材に過ぎなかった。その代わりに産業史の教材が増えている。

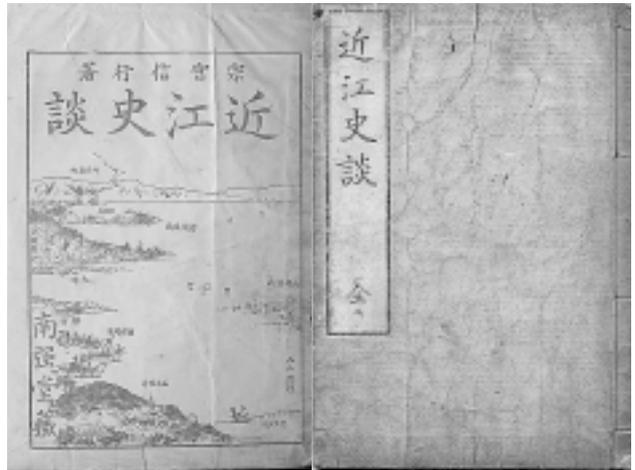


図9 『近江史談』1900（明治33）年

おわりに

滋賀県下で使用された明治期の郷土教科書の変遷を見てきた。小学校の教科書制度は、1872（明治5）年から自由発行・自由採択制として始まり、1881（明治14）年の開申制、1883（明治16）年の認可制を経て、1886（明治19）年の検定制へ、さらに1904（明治37）年の国定制へと変わった。地域にねざした郷土教科書が編纂されたのは、明治初期の短い期間であった。

明治初年の各府県独自の教則により多様な就学年限や教育課程（カリキュラム）に変わっていったが、1881（明治14）年の「小学校教則綱領」で全国的に同一のものにされた。1886（明治19）年の「小学校令」で義務教育4年制実施とともに、独自の各府県教則は作成されなくなり、「小学校令」に準拠した教則が県から小学校に伝達されるシステムとなったのである。

全国の小学校では、画一的な教科書制度や教育課程が固まるまでの明治10年代においては、実に多数の地方版の教科書が編纂され、地方の出版人により発行され印刷されて、小学生たちが地域版教科書を手にしたのであった。滋賀県においては、習字本による郷土の郡内町村名をはじめ、郷土の歴史や郷土の地誌の教科書などが、地域の教員によって多数編纂されて刊行され、多くの子どもたちがこれらを使って学んだのである。

郷土教科書編纂の最後の段階は明治20年代から30年代にかけての時期で、滋賀県では郷土地理と郷土史の教科書が刊行されている。この時期には郡や町村ごとの教科書づくりではなくなり、滋賀県全体にわたる郷土教科書であったが、国定制とともに姿を消していった。

（木全 清博）